

議案の理由書

1 議案の内容

建築基準法第 22 条に基づく屋根の構造制限区域の指定について

2 理由

建築基準法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域（以下「22 条区域」という。）においては、火災時の延焼を防止するため、建築物の屋根について不燃材料等で葺く等の規制がかかる。西東京市は、現在西東京市を管轄する特定行政庁である東京都の告示により、防火地域及び準防火地域以外のすべての区域が指定されている。

平成 29 年 4 月 1 日から西東京市が特定行政庁になることに伴い、西東京市として改めて 22 条区域を指定する必要があることから、同条第 2 項の規定に基づき西東京市都市計画審議会の意見を聴くものである。